令和五年八月三十日

十二号)を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣

加藤 勝信

○厚生労働省令第百七号

官

改

正

後

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

(厚生労働省組織規則の一部改正)

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

第一条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

	9		ŕ	<b>予利</b>	15	5 年	Ξ Ε	<b>3</b> )	月:	3C	) 日	,	水曜
附則	第二章~第四章 (略)	第二節・第三節 (略)		第五款~第十三款 (略)	九条の二)	第四款 医薬局(第二十四条—第二十		等ニトニをクロ	第三款 健康·生活衛生局(第十九	第一款・第二款 (略)	第一節 内部部局	第一章 本省	目次
附則	第二章~第四章 (略)	第二節・第三節 (略)		第五款~第十三款 (略)	条―第二十九条の二)	第四款 医薬・生活衛生局(第二十四	3	<u>\$</u>	第三款 健康局(第十九条—第二十三	第一款·第二款 (略)	第一節 内部部局	第一章 本省	目次
3・4 (略)		に属するものを除く。)。	こと(医薬局及び研究開発政策課の所掌	及び消費の増進、改善及び調整に関する	一 医療機器その他衛生用品の生産、流通	かさどる。	2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつ	第十六条(略)	(医療機器政策室及び首席流通指導官)			3 災害等危機管理対策室に、室長を置く。	一・二 (略)
3 4 (略)	二~四(略)	策課の所掌に属するものを除く。)。	こと(医薬・生活衛生局及び研究開発も	及び消費の増進、改善及び調整に関す!	医療機器その他衛生用品の生産、流	かさどる。	2 医療機器政策室は、次に掲げる事務を	第十六条 (略)	機	4 (略)	<.	3 健康危機管理・災害対策室に、室長を三	一・二(略)

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)及び厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五 第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室 及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三 に企画官、訟務官及び法務専門官) 人及び法務専門官二人を置く。 (災害等危機管理対策室及び研究企画官) (公文書監理・情報公開室及び広報室並び 略)

第六条 厚生科学課に、災害等危機管理対策

2 災害等危機管理対策室は、次に掲げる事 室及び研究企画官一人を置く。

> 第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室 に企画官、訟務官及び法務専門官) (公文書監理・情報公開室及び広報室並び

2 5 9 及び広報室並びに企画官二十一人、 三人及び法務専門官二人を置く。 訟務官

(健康危機管理・災害対策室及び研究企画 略)

2 第六条 厚生科学課に、健康危機管理・災害 対策室及び研究企画官一人を置く。 健康危機管理・災害対策室は、 次に掲げ

る事務をつかさどる。 厄機管理・災害対策室に、室長を置

機器政策室は、次に掲げる事務をつ

の所掌に属するものを除く。)。 療機器その他衛生用品の生産、 **消費の増進、改善及び調整に関する** (医薬・生活衛生局及び研究開発政 流通

第十七条 (略)

(治験推進室)

### 第二十二条 略

かさどる。 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品 (医薬局の所掌に属するものを除く。)をつ -七項に規定する治験の推進に関する事務 「医薬品医療機器等法」という。) 第二条第 (昭和三十五年法律第百四十五号。以下 有効性及び安全性の確保等に関する法

第三款 健康・生活衛生局

指導調査室は、次に掲げる事務をつかさ

(地域保健企画官及び保健指導官)

第二十条 健康課に、地域保健企画官及び保 健指導官それぞれ一人を置く。

案並びに調整に当たる。 の所掌事務に関する特定事項の企画及び立

### (略)

(肝炎対策推進室)

水曜日

# 第二十一条 (略)

をつかさどる。 に難病対策課の所掌に属するものを除く。) に関する事務 (他局及び感染症対策部並び 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療

### (略)

令和 **5** 年 **8** 月 **30** 日

### (削る)

第十九条 (指導調査室) 実施状況の調査に関すること。

五 健康・生活衛生局の所掌に係る事務の \ 匹 略)

# 3·4 (略)

地域保健企画官は、命を受けて、健康課

### 3

### 第二十一条 (略)

び難病対策課の所掌に属するものを除く。) をつかさどる。 に関する事務(他局並びに結核感染症課及

(感染症情報管理官)

第二十二条結核感染症課に、 理官一人を置く。

2 | 感染症課の所掌事務に関する情報の管理に 当たる。 感染症情報管理官は、命を受けて、結核

## 第二十三条

略)

(治験推進室)

# 第十七条 (略)

除く。)をつかさどる。 律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下 十七項に規定する治験の推進に関する事務 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品 (医薬・生活衛生局の所掌に属するものを 「医薬品医療機器等法」という。) 第二条第 有効性及び安全性の確保等に関する法

3

### 第三款

第十九条(略) (指導調査室)

指導調査室は、次に掲げる事務をつかさ

2

五 健康局の所掌に係る事務の実施状況の 一~四 (略) 調査に関すること。

### 3·4 (略)

(健康対策企画官及び保健指導官)

第二十条 健康課に、健康対策企画官及び保

案並びに調整に当たる。 の所掌事務に関する特定事項の企画及び立 健指導官それぞれ一人を置く。 健康対策企画官は、命を受けて、健康課

2

# (肝炎対策推進室)

肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療

感染症情報管

2 |

掌に属するものを除く。)。

(水道計画指導室及び水道水質管理官)

第二十三条の二

2 | かさどる。 及び水道水質管理官一人を置く。 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつ

に関すること。 水道用水の供給に関する企画及び立案

に関すること。 水道事業及び水道用水供給事業の監督 水道の広域的な整備に関すること。

関すること。 独立行政法人水資源機構の行う業務に

3 | その他の水質の管理に関することを行う。 の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準 水道水質管理官は、命を受けて、水道課 水道計画指導室に、室長を置く。

第二十三条の三 食品監視安全課に、輸入食 品安全対策室を置く。

(新設)

(輸入食品安全対策室)

のうち、輸入に係るものをつかさどる。 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務 防止に関する調査及び指導に関するこ 飲食に起因する衛生上の危害の発生の

(生活衛生対策企画官)

第二十三条 生活衛生課に、生活衛生対策企 画官一人(関係のある他の職を占める者を もって充てられるものとする。)を置く

2 | 画及び立案に当たる。 に掲げる事務に関する重要事項の調査、 生活衛生対策企画官は、命を受けて、 次

建築物衛生の改善及び向上に関するこ

向上及び増進に関すること(感染症対策 部並びに食品監視安全課及び水道課の所 前号に掲げるもののほか、 生活衛生の

(新設)

水道課に、水道計画指導室

(新設)

第二十三条の五 感染症対策課に、感染症情

りに関すること(感染症対策部の所掌に 掌に属するものを除く。) 防止に関すること(食品基準審査課の所 の飲食に起因する衛生上の危害の発生の 属するものを除く。) 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締 農薬が含まれ、又は付着している食品

の検査に関すること。 二十三号)第二十六条第二項又は第三項 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百

第二十三条の四 務企画調整官一人を置く。 (検疫所業務企画調整官) 輸入食品安全対策室に、室長を置く。 企画・検疫課に、検疫所業

(新設)

の企画及び立案並びに調整に当たる。 企画・検疫課の所掌事務に関する特定事項 検疫所業務企画調整官は、命を受けて、 (感染症情報管理室)

掌事務に関する情報の管理に関する事務を つかさどる。 報管理室を置く。 感染症情報管理室は、 感染症対策課の所

感染症情報管理室に、室長を置く。 第四款 医薬局

第二十七条から第二十九条の二まで

削除

第四款 医薬・生活衛生局

全対策室を置く。 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務

第二十七条 食品監視安全課に、輸入食品安

(輸入食品安全対策室)

2 |

のうち、輸入に係るものをつかさどる。 防止に関する調査及び指導に関するこ 飲食に起因する衛生上の危害の発生の

りに関すること(生活衛生・食品安全企 画課の所掌に属するものを除く。)。 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締

掌に属するものを除く。) 防止に関すること(食品基準審査課の所 の飲食に起因する衛生上の危害の発生の 農薬が含まれ、又は付着している食品

> 項の検査に関すること。 食品衛生法第二十六条第二項又は第三

3 | (検疫所業務企画調整官) 輸入食品安全対策室に、室長を置く。

第二十八条検疫所業務課に、 画調整官一人を置く 検疫所業務企

の企画及び立案並びに調整に当たる。 検疫所業務課の所掌事務に関する特定事項 検疫所業務企画調整官は、 命を受けて、

(生活衛生対策企画官)

第二十九条 生活衛生課に、生活衛生対策企 画官一人(関係のある他の職を占める者を もって充てられるものとする。)を置く。 生活衛生対策企画官は、命を受けて、

画及び立案に当たる。 建築物衛生の改善及び向上に関するこ

に掲げる事務に関する重要事項の調査、

向上及び増進に関すること(健康局並び するものを除く。)。 前号に掲げるもののほか、 生活衛生の

第二十九条の二 水道課に、水道計画指導室 (水道計画指導室及び水道水質管理官)

及び水道水質管理官一人を置く。

2 | かさどる。 水道計画指導室は、 水道用水の供給に関する企画及び立案 、次に掲げる事務をつ

水道の広域的な整備に関すること。

に関すること。

に関すること。 水道事業及び水道用水供給事業の監督

関すること。 独立行政法人水資源機構の行う業務に

水道計画指導室に、室長を置く。

4 | 3 | その他の水質の管理に関することを行う。 の所掌事務のうち、 水道水質管理官は、命を受けて、 水道水に係る水質基準 水道課

水曜日

令和5年8月30日

(削る)

# 第六十八条

(年金指導課の所掌事務)

第七百十条の二の二年金指導課は、 げる事務をつかさどる。 次に掲

三~十 の二の規定による物件の留置き並びに同 提示又は提出の要求、同法第百四十一条 において同じ。)に係る認可に関するこ う。以下この条及び第七百十条の二の四 法第百四十二条の規定による捜索をい 百四十一条の規定による質問、検査及び 滞納処分の例による処分並びに国税徴収 日本年金機構が行う滞納処分等(国税 (昭和三十四年法律第百四十七号) 第 (略

第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令(平成十三 年厚生労働省令第七十三号) 、厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の の一部を次の表のように改正する。

第六十八条 を置く。 総務課に、社会保険審査調整室

の庶務に関する事務をつかさどる。 社会保険審査調整室は、社会保険審査会

2 |

# 第六十八条の二

(年金指導課の所掌事務)

第七百十条の二の二 年金指導課は、 げる事務をつかさどる。

日本年金機構が行う滞納処分等(国税

三~十 をいう。以下この条及び第七百十条の二 の四において同じ。)に係る認可に関する びに同法第百四十二条の規定による捜索 百四十一条の規定による質問及び検査並 法(昭和三十四年法律第百四十七号)第 滞納処分の例による処分並びに国税徴収 (略

第

(社会保険審査調整室)

改

正

後

改

正

社会保険審査調整室に、 室長を置く。 次に掲 第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六 第一号の厚生労働省令で定める審議官は、 務の企画及び立案に参画し、 る審議官のうち、積立金の運用に関する事 括整理する者とする。 厚生労働省組織令第十八条第十項に規定す

第三条 (国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正) 国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令(平成十三年 総括整理する者とする。

. 関係事務を総

事務の企画及び立案に参画し、

関係事務を

厚生労働省令第七十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(審議官)	(審議官)
第二条 国民年金法施行令第六条の四の二第	第二条 国民年金法施行令第六条の四の二第
一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚	一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚
生労働省組織令第十八条第十項に規定する	生労働省組織令第十八条第十一項に規定す
審議官のうち、積立金の運用に関する事務	る審議官のうち、積立金の運用に関する事
の企画及び立案に参画し、関係事務を総括	務の企画及び立案に参画し、関係事務を総
整理する者とする。	括整理する者とする。

二の二第二号の改正規定は、 この省令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、第一条中厚生労働省組織規則第七百十条の 令和六年一月一日から施行する。

(傍線部分は改正部分)

第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六

厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定 第一号の厚生労働省令で定める審議官は、

する審議官のうち、積立金の運用に関する

	(傍線部分は改正部分)
正後	改正前
()	(審議官)
民年金法施行令第六条の四の二第	第二条 国民年金法施行令第六条の四の二第
生労働省令で定める審議官は、厚	一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚
組織令第十八条第十項に規定する	生労働省組織令第十八条第十一項に規定す
うち、積立金の運用に関する事務	る審議官のうち、積立金の運用に関する事
び立案に参画し、関係事務を総括	務の企画及び立案に参画し、関係事務を総
有にたる。	舌を里 上 の 雪 に し の の